

指数項目	平成 23年度	平成 22年度	
①財政力指数(3か年平均)	0.44	0.46	
②経常収支比率	91.7%	86.9%	
③起債制限比率(3か年平均)	10.7%	11.2%	
健全化判断比率	④実質赤字比率	-%	-%
	⑤連結実質赤字比率	-%	-%
	⑥実質公債費比率	12.0%	12.1%
	⑦将来負担比率	49.1%	60.4%
	⑧資金不足比率	-%	-%

①財政力指数

地方公共団体の財政力を判断する指標で、地方交付税法の規定により算定された基準財政需要額で基準財政収入額を除いて得た数値の過去3年間の平均値をいい、一般的に「1」に近いほど、さらに「1」を超えるほど財政力が強いとされています。

②経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する最も一般的な指標で、歳出の経常的経費に充当された一般財源等が歳入の経常一般財源等に占める割合で、70%~80%が標準的とされ、比率が低いほど財政構造に弾力性があるといわれています。

③起債制限比率

地方債の発行制限にかかる指標で、地方公共団体が支出した公債費の財源として使用した一般財源の額の

標準財政規模に対する割合を示したものです。20%を超えると一部の地方債発行が制限されます。

④実質赤字比率

一般会計などを対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。鹿屋市は一般会計等における実質収支は黒字であり、「-」で示されています。

⑤連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。鹿屋市はすべての会計において実質収支は黒字であり、「-」で示されています。

⑥実質公債費比率

地方公共団体の収入に対する借金返済額の比率を示すものです。18%を超えると地方債発行について国や県の許可が必要とされ、25%を超えると一部の地方債の発行について制限されます。

⑦将来負担比率

地方公共団体の一般会計などの借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率です。350%を超えると健全化計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

⑧資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。鹿屋市はすべての公営企業において資金不足がないため、「-」で示されています。(鹿屋市の公営企業会計:水道事業会計、公共下水道事業特別会計、下水道特別会計、輝北簡易水道事業特別会計)

平成24年3月31日現在
人口:105,136人

行政目的別の歳出決算額を
市民一人当たりに換算すると

405,984円

※金額は一般会計の算出額を
鹿屋市の人口で割戻した額

区 分	市民一人当たり 換算すると	構成比
議会費(議会の運営に)	3,528円	0.9%
総務費(自治振興、防災対策、選挙などに)	38,993円	9.6%
民生費(子ども、高齢者、障害者の福祉増進などに)	149,689円	36.9%
衛生費(ごみ、し尿の処理、健康管理などに)	27,689円	6.8%
労働費(雇用対策などに)	821円	0.2%
農林水産業費(農林水産業振興などに)	21,774円	5.4%
商工費(商工業振興、観光振興などに)	7,523円	1.8%
土木費(道路、公園、市営住宅の整備推進に)	30,333円	7.5%
消防費(消防や救急業務などに)	11,696円	2.9%
教育費(学校の管理運営や整備などに)	45,964円	11.3%
災害復旧費(災害復旧のために)	439円	0.1%
公債費(借りたお金の返済に)	48,529円	11.9%
諸支出金(預貯金の積立に)	19,006円	4.7%
合 計	405,984円	100%